

宇都宮短期大学キャンパス・ハラスメント防止・啓発宣言

宇都宮短期大学 学長

本学は、建学の精神である「人間形成の教育（全人教育）」に基づき、「一般教養及び専門の知識と技能を授け、文化の創造と発展とに貢献し得る有為な青年を育成すること（学則第1条の2）」をその目的としています。また、豊かな人間性と社会性を兼ね備えた人材の育成をめざす大学として、性・年齢・国籍・人種・社会的地位において学生・教職員・関係者（大学構成員）すべてが対等な人格であり、その人格が尊重されるべきと考えます。本学では、個々人の本質的平等と尊厳を深く認識し、教育研究の場にふさわしい環境づくりを目指します。そのために本学では、あらゆるキャンパス・ハラスメントを防止啓発する（気づき、しない・させない、許さない）ことを宣言します。

キャンパス・ハラスメントとは、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の教育・研究の場又は職場において、不適切な言動により、相手に身体的・精神的な苦痛を与え、又は教育・研究・就業環境を害することをいいます。これらを防止するためには、大学構成員がキャンパス・ハラスメントについて深く理解し、常に自らを戒めることが大切です。

特に、教職員は学生に対して厳正・中立・公正・公平に教育指導・評価を行う責任ある立場にあります。良かれと

思った指導でも、相手に精神的な苦痛をあたえてしまう場合があること、自己の立場が優位であればあるほど相手は拒絶の意思表示をすることが困難になることを肝に銘じます。

日頃から十分なコミュニケーションを心がけていたとしても、人の感受性はそれぞれであることから、相手の気持ちを十分に理解することは容易なことではなく、キャンパス・ハラスメントの防止啓発には日々の努力が重要です。

ハラスメントの相談があった場合、本学は組織的に相談者のプライバシー保護とハラスメント阻止を迅速に行い、相談者・協力者にいかなる不利益な取扱いがなされないことを徹底します。その上で、キャンパス・ハラスメント防止啓発規程に沿って事実の確認、行為者への厳正中立な対処、被害者の救済等を円滑に行い、その原因を究明して、さらなる再発防止策を実施します。

ですから、身体的・精神的な苦痛が発生する場合等ハラスメントを受けた場合には、一人で悩まずに、安心して本学が設置する相談窓口にご相談してください。